

管轄労働局長殿

疎明書

今般、私が申請した新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請対象月については、以下のとおり、令和2年10月30日に公表されたリーフレット（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる「休業」についてお知らせします。）において休業支援金の対象となる「休業」として取り扱われる旨が示された休業に該当すると考えますので、疎明します。

（リーフレットの該当部分：該当する項目に「○」を付してください）

- ・ いわゆるシフト制で働いている
- ・ 日々雇用で働いている
- ・ 登録型派遣で働いている
- ・ ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業である
- ・ 上記以外で、所定労働日が明確であり、自己都合による休業ではないにもかかわらず、事業主に休業の事実について認識が一致しない

令和 年 月 日

（氏名）